

議案第 89 号

山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日 提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

山陽小野田市国民健康保険条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 115 号）
の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「40 万 4, 000 円」を「40 万 8, 000 円」に、「1
万 6, 000 円」を「1 万 2, 000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 8 条第 1 項の規定は、出産の日がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後である者について適用し、出産の日が施行日前である者の出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第 8 9 号参考資料

山陽小野田市国民健康保険条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第 8 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000</u>円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに<u>1万2,000</u>円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第 8 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4,000</u>円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに<u>1万6,000</u>円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>